

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(令和7年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況						委員の公募制導入状況等		
			R6年度の開催回数※3 <回>	定数※4 <人>	委嘱されている委員数 <人>	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5 <人>	5審議会以上兼職する委員数※5 <人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数 <人>	女性登用率※7 <%>	公募制導入の有無	詳細 〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
防災危機管理局	防災会議	法律	1	70	64	1	5	2	0	20.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
防災危機管理局	国民保護協議会	法律	0	35	22	2	4	1	0	23.8%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
防災危機管理局	防災危機管理局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	特別職報酬等審議会	条例	3	10	10	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	行政不服審査会	法律	11	6	4	0	0	0	0	50.0%	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。
総務局	職員倫理審査会	条例	4	6	6	1	0	0	0	66.7%	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	職員傷病審議会	条例	22	9	9	2	0	0	0	22.2%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
総務局	公務災害補償等審査会	条例	0	3	3	1	0	0	0	66.7%	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	公立大学法人評価委員会	法律	6	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
財政局	入札監視等委員会	条例	2	5	5	0	0	0	0	60.0%	未導入	苦情処理を目的としており、かつ高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	空家等対策審議会	条例	2	5	5	1	0	0	0	60.0%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
スポーツ市民局	町名、町界審議会	条例	0	15	10	0	2	0	0	42.9%	未導入	高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	指定特定非営利活動法人審査会	条例	0	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
スポーツ市民局	交通安全対策会議	条例	1	40	15	0	0	8	0	0.0%	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	情報公開審査会	条例	29	9	6	0	0	0	0	50.0%	未導入	審査請求等に対する調査・審査等を行う。
スポーツ市民局	個人情報保護審議会	条例	16	7	5	0	0	0	0	60.0%	未導入	審査請求等に対する調査・審査等を行う。
スポーツ市民局	消費生活審議会	条例	2	20	20	0	2	1	0	38.9%	導入	2人
スポーツ市民局	男女平等参画苦情処理委員	条例	0	3	3	0	0	0	0	66.7%	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
スポーツ市民局	男女平等参画審議会	条例	4	20	15	0	0	0	0	60.0%	導入	2人
スポーツ市民局	スポーツ推進審議会	条例	2	15	15	0	2	0	0	50.0%	導入	1人
スポーツ市民局	障害者スポーツセンター運営審議会	条例	2	25	24	1	1	2	0	40.9%	未導入	高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	スポーツ市民局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
経済局	大規模小売店舗立地審議会	条例	3	12	12	0	0	0	0	41.7%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
経済局	経済局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
観光文化交流局	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会	条例	0	5	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況								委員の公募制導入状況等	
			開催状況 R6年度の 開催回数※3 〈回〉	定数※4 〈人〉	委嘱されている 委員数 〈人〉	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 〈人〉	5審議会以上兼職 する委員数※5 〈人〉	市議員の委員数 〈人〉	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 〈人〉	女性登用率※7 〈%〉	公募制導入の有無	詳細 〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
観光文化交流局	伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	1	15	10	0	0	0	0	40.0%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
観光文化交流局	文化芸術推進評議会	条例	3	15	14	0	1	0	0	50.0%	導入	2人
観光文化交流局	観光文化交流局指定管理者選定委員会	条例	4	40	5	0	0	0	0	60.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	環境審議会	条例	0	25	23	0	1	0	0	30.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	千種地域環境審議会	条例	2	20	20	3	0	0	0	40.0%	導入	1人
環境局	東区地域環境審議会	条例	2	18	17	4	0	0	0	47.1%	導入	0人
環境局	北区地域環境審議会	条例	2	20	19	3	0	0	0	36.8%	導入	0人
環境局	西区地域環境審議会	条例	2	19	19	1	1	0	0	42.1%	導入	0人
環境局	中村地域環境審議会	条例	2	19	17	4	1	0	0	35.3%	導入	0人
環境局	中区地域環境審議会	条例	2	18	18	4	0	0	0	33.3%	導入	1人
環境局	昭和区地域環境審議会	条例	2	18	17	4	0	0	0	47.1%	導入	0人
環境局	瑞穂区地域環境審議会	条例	2	18	18	5	0	0	0	38.9%	導入	1人
環境局	熱田区地域環境審議会	条例	2	17	17	4	0	0	0	23.5%	導入	1人
環境局	中川区地域環境審議会	条例	2	21	21	4	0	0	0	38.1%	導入	1人
環境局	港区地域環境審議会	条例	2	19	18	2	0	0	0	22.2%	導入	0人
環境局	南区地域環境審議会	条例	2	19	18	4	0	0	0	44.4%	導入	0人
環境局	守山区地域環境審議会	条例	2	20	20	6	0	0	0	35.0%	導入	1人
環境局	緑区地域環境審議会	条例	2	22	20	6	0	0	0	35.0%	導入	0人
環境局	名東区地域環境審議会	条例	2	20	18	3	0	0	0	33.3%	導入	0人
環境局	天白区地域環境審議会	条例	2	20	20	4	0	0	0	20.0%	導入	1人
環境局	環境影響評価審査会	条例	3	20	20	3	0	0	0	35.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	公害健康被害認定審査会	法律	24	15	15	3	0	0	0	20.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ不服申立等に対する調査・審査及び市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
環境局	住居の不良堆積物対策審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	社会福祉審議会	法律	12	50	32	8	5	0	0	41.4%	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	災害弔慰金等支給審査委員会	法律	1	7	7	0	0	1	0	0.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	高齢者施策推進協議会	条例	1	25	24	7	3	0	0	37.5%	導入	5人

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況								委員の公募制導入状況等	
			開催状況 R6年度の 開催回数※3 〈回〉	定数※4 〈人〉	委嘱されている 委員数 〈人〉	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 〈人〉	5審議会以上兼職 する委員数※5 〈人〉	市職員の委員数 〈人〉	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 〈人〉	女性登用率※7 〈%〉	公募制導入の有無	詳細 〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
健康福祉局	民生委員推薦会	法律	3	14	12	2	1	1	0	55.6%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会	条例	5	19	17	5	1	0	0	29.4%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	介護認定審査会	法律	2577	636	626	172	1	0	0	32.1% ※8)	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
健康福祉局	福祉有償運送運営協議会	条例	3	19	15	5	0	0	0	13.3%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	障害者施策推進協議会	法律	2	20	19	3	1	1	0	42.1%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	精神保健福祉審議会	条例	1	20	20	0	2	0	0	50.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	精神医療審査会	法律	46	25	25	5	0	0	0	30.8% ※8)	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
健康福祉局	障害者差別解消調整委員会	条例	1	6	6	0	1	0	0	33.3%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
健康福祉局	透析療法審査委員会	条例	12	6	6	2	0	0	0	0.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	障害支援区分認定等審査会	法律	357	290	80	37	0	0	0	34.3% ※8)	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
健康福祉局	国民健康保険運営協議会	法律	2	21	18	0	1	0	0	44.4%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	保健所運営協議会	条例	1	30	15	0	5	1	0	14.3%	導入	2人
健康福祉局	感染症予防協議会	条例	1	30	24	4	0	0	0	12.5%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	感染症診査協議会	法律	99	35	30	10	0	0	0	23.3%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	予防接種健康被害調査委員会	条例	6	8	8	4	1	0	0	25.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	衛生研究所等疫学論理審査委員会	条例	1	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	指定難病審査会	法律	12	20	11	0	0	0	0	18.2%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	食の安全・安心推進会議	条例	2	20	14	1	0	0	0	57.1%	導入	2人
健康福祉局	人とペットの共生推進協議会	条例	3	20	15	0	0	0	0	46.7%	導入	1人
健康福祉局	健康福祉局指定管理者選定委員会	条例	6	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	なごや子ども・子育て支援協議会	条例	8	35	34	3	0	0	0	44.1%	導入	2人
子ども青少年局	子育て支援企業認定審査会	条例	6	8	0	0	0	0	0	—	導入	2人
子ども青少年局	障害児早期療育指導委員会	条例	3	20	14	2	0	0	0	57.1%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	発達障害者支援体制整備検討委員会	条例	2	20	14	4	0	1	0	38.5%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	中央療育センター等論理審査委員会	条例	0	6	5	2	0	0	0	40.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	児童虐待事例検証委員会	条例	0	10	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況								委員の公募制導入状況等	
			開催状況 R6年度の 開催回数※3 〈回〉	定数※4 〈人〉	委嘱されている 委員数 〈人〉	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 〈人〉	5審議会以上兼職 する委員数※5 〈人〉	市議員の委員数 〈人〉	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 〈人〉	女性登用率※7 〈%〉	公募制導入の有無	詳細 〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
子ども青少年局	障害児保育指導委員会	条例	7	15	9	7	0	1	0	50.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	子どもの権利擁護委員	条例	0	5	5	0	0	0	0	60.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	いじめ問題再調査委員会	条例	0	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	子ども青少年局指定管理者選定委員会	条例	4	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
住宅都市局	都市計画審議会	法律	3	20	18	0	2	0	0	30.8%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	広告・景観審議会	条例	7	20	13	0	1	0	0	41.7%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
住宅都市局	交通問題調査会	条例	1	30	24	0	2	0	0	25.0%	導入	1人
住宅都市局	建築紛争調停委員会	条例	0	10	10	0	0	0	0	50.0%	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
住宅都市局	建築審査会	法律	5	7	7	0	1	0	0	33.3%	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	開発審査会	法律	2	7	7	0	2	0	0	66.7%	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	土地利用審査会	法律	0	7	7	0	0	0	0	57.1%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	筒井土地区画整理審議会	法律	1	10	8	1	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	大曽根北土地区画整理審議会	法律	3	10	8	1	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	大高駅前土地区画整理審議会	法律	0	10	10	6	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	ささしまライブ24土地区画整理審議会	法律	0	10	9	5	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	鳴海駅前市街地再開発審査会	法律	0	13	12	0	0	0	0	50.0%	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会	条例	—	6	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
住宅都市局	住宅都市局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
緑政土木局	放置自動車廃物判定委員会	条例	1	10	8	0	0	0	0	37.5%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
緑政土木局	自転車等駐車対策協議会	条例	0	25	21	0	1	1	0	27.8%	未導入	高度な識見を必要とする。
緑政土木局	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会	条例	1	32	6	0	0	0	0	50.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
緑政土木局	緑の審議会	条例	1	20	14	0	0	0	0	42.9%	導入	公募0人
緑政土木局	緑政土木局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
上下水道局	上下水道事業審議会	条例	11	15	15	0	1	0	0	26.7%	導入	2人

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況								委員の公募制導入状況等	
			開催状況 R6年度の 開催回数※3 <回>	定数※4 <人>	委嘱されている 委員数 <人>	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 <人>	5審議会以上兼職 する委員数※5 <人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 <人>	女性登用率※7 <%>	公募制導入の有無	詳細 ( 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 )
上下水道局	名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会	条例	—	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	子どもいきいき学校づくり推進審議会	条例	5	15	11	0	1	2	0	44.4%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
教育委員会	いじめ対策検討会議	条例	6	10	7	0	0	0	0	57.1%	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	社会教育委員協議会	条例	5	10	10	0	1	1	0	66.7%	導入	1人
教育委員会	文化財調査委員会	条例	2	20	16	1	0	0	0	43.8%	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	図書館協議会	条例	4	10	10	1	0	1	0	66.7%	導入	1人
教育委員会	博物館協議会	条例	2	20	16	3	1	1	0	40.0%	導入	1人
教育委員会	美術館協議会	条例	2	15	15	0	0	1	0	50.0%	導入	1人
教育委員会	科学館協議会	条例	2	15	13	0	0	1	0	33.3%	導入	1人
教育委員会	教育委員会事務局指定管理者選定委員会	条例	6	40	5	0	0	1	0	50.0%	未導入	高度な識見を必要とする。

※1 実質的に休止している、有松区画整理審議会、小幡駅前市街地再開発審査会（住宅都市局所管）及び産業教育審議会（教育委員会所管）は除く。

※2 審議会の設置根拠となる法令の区分

※3 令和7年4月1日に設置された審議会及び令和6年度に設置され、開催実績のない審議会については「—」と記載

※4 法律又は条例等に規定されている委員の定数又は上限数

※5 法令等により委員の資格が制限されている場合等に該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合（名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第5条第2項）は選任可。

※6 市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合（指針第5条第4項）

※7 委嘱されている委員が0人である場合は「—」と記載  
市職員、市会議員及び法人を除いて算出

※8 ①予備委員を含む登用率  
②法律に基づき、公道によって選任される委員を除く。（例：土地区画整理法に基づき設置される審議会）

※9 法令等により委員の資格が制限されている場合等には、基準の適用をしないもの（指針第5条第5項）